

「令和 7 (2025)年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しと赴任者への影響」

---

2025 年度の税制改正で日本の個人所得税の基礎控除等の見直しがされます。これにより、所得税が非課税となる方の範囲が広がり、所得税が課税される方も基本的には減税となりますが、新たに着任される赴任者の方は特に注意が必要です。

昨年までは、「103 万円の壁」と呼ばれるように、給与所得者の場合 103 万円までは所得税が課税されませんでした。これは基礎控除 48 万円と給与所得控除 55 万円の合計によるものです。これが令和 7 年度の税制改正により、基礎控除が年収に応じて最大 95 万円に、給与所得控除が一律 65 万円に増額されました。これにより、年収の壁が最大 160 万円に引き上げられ、年収が 160 万円を超える方も減税の対象となります。

この改正は 2025 年以降の所得税について適用されるのですが、適用時期が特殊であり 2025 年 12 月 1 日から適用されます。具体的には、2025 年 11 月までは昨年と同じ計算方法で課税し、2025 年 12 月以降に行う年末調整で改正後の税額を計算し、差額を精算します。つまり、11 月までに着任する赴任者が出国時に年末調整を行う場合、昨年までの計算方法で課税が行われることになるため、後日、自身で税務署へ更正の請求をし、差額の精算を求められる可能性があります。今年着任される赴任者の方にかかわる改正となりますので、ご注意ください。

---